

初任運転者に対して行う「安全運転実技指導」について

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」により公表いたします。

時期 運転手選任登録までの20時間以上。

指導者 社内指導員研修課程を修了した者が添乗

車種区分 大型車。但し雇用形態等を考慮し、中型車、小型車を用いる。

指導内容

- 1, 車両の構造や特性に合わせた運転操作
- 2, 交通状況に応じた運転操作
- 3, 天候等による路面状況に応じた運転操作
- 4, 昼夜視界変化に応じた運転操作
- 5, 車間距離の維持、狭路での運転操作
- 6, 合流地点、急勾配対応、ブレーキ操作
- 7, 危険予測・回避の方法
- 8, 運転者マナー乗降扱い、駐停車方法、思いやり運転等

実技指導訓練ルート（一部）

例：車庫出発～最寄り駅前～契約企業①付近～契約企業②付近～車庫